



管理範囲1 事業者提案内容により、実施する範囲（入札公告時、樹木・植栽有）
管理範囲2 事業者提案内容により、実施する範囲（入札公告時、搬入道路等）
管理範囲3 解体工事終了後の跡地整備まで、運営・維持管理業務を履行する範囲
※ 提案により、履行範囲1、2及び3の境界はこれに限らないこととする。
管理範囲2については、南東部の搬入用道路（図外）についても県道115号線の交差点までは範囲とする。